

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月27日

勤めていた有限会社Aから、平成20年12月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間が給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与支給明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月27日

勤めていた有限会社Aから、平成20年12月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間が給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与支給明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、37万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月27日

勤めていた有限会社Aから、平成20年12月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間が給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与支給明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、29万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 27 日

勤めていた有限会社Aから、平成 20 年 12 月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間が給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与支給明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 27 日

勤めていた有限会社Aから、平成 20 年 12 月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間が給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の賞与支給明細書により、申立人は申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料及び平成 4 年 10 月の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 平成 4 年 10 月（付加保険料を含む。）

申立期間①について、私が昭和 46 年頃に A 市町村の国民年金委員になって数年たってから、委員会の会合で市町村の担当者から、「今はちょうど国民年金保険料の未納分を納付できる期間である。」と言われ、その後に送られてきた納付書で、夫と私の未納分の保険料を市町村内の郵便局で納付し、その領収証書を所持しているが、申立期間①が未納となっている。

申立期間②について、勤めていた工場が閉鎖することになり、会社から国民年金保険料を納付するように言われ書類を渡されたので、市町村役場で国民年金保険料と付加保険料を納付したが、申立期間②が未納となっている。

申立期間①及び②について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を遡って全て特例納付したはずであるが、夫婦二人とも未納期間がある。当時の領収証書があるので、納付済期間として認めてほしい。」と主張しているところ、申立人から提出された領収証書には、第 1 回特例納付であることを示す「附 13 条」と記載され、申立期間①を含む昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの期間（48 か月）の保険料について、第 1 回特例納付期間の月額保険料（450 円）で計算された金額を、50 年 6 月 24 日に納付したことが確認できる。

しかしながら、上記の国民年金保険料を納付した昭和 50 年 6 月 24 日の

時点では、第1回特例納付の実施期間（45年7月から47年6月まで）は既に終了し、第2回特例納付の実施期間（49年1月から50年12月まで）中であり、月額保険料は900円であった。

このため、申立人が納付した金額は、本来納付すべき国民年金保険料の半分の金額であり、特殊台帳の記録から、社会保険事務所（当時）では、昭和39年4月から41年3月までを納付済期間として処理したことが確認できる。

また、申立人の夫についても、領収証書から、昭和38年9月から43年3月までの期間（55か月）について、450円の月額保険料により計算された金額を納付し、特殊台帳の記録から、38年9月から40年11月までを納付済期間、同年12月を内入れ（450円）として処理されていることが確認できる。

一方、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、申立人は、昭和50年6月24日に特例納付した後に、さらに不足額を特例納付しなければならないが、申立人及びその夫は、当初に特例納付した月額保険料が相違しており申立期間の保険料についてはさらに特例納付する必要があったとの認識が無く、その後に納付したとの記憶も無い。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「直前まで勤務していた会社から書類を渡され、市町村役場で国民年金保険料と付加保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間②は、平成12年3月17日に社会保険事務所において国民年金の加入期間として追加処理されたものであり、それまでは国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、国民年金保険料及び付加保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間②の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年3月まで

私の妻が昭和46年頃にA市町村の国民年金委員になって数年たってから、委員会の会合で市町村の担当者から、「今はちょうど国民年金保険料の未納分を納付できる期間である。」と言われ、その後に送られてきた納付書で、私と妻の未納分の保険料を市町村内の郵便局で納付し、その領収証書を所持しているが、申立期間の保険料が未納となっているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を遡って全て特例納付したはずであるが、夫婦二人とも未納期間がある。当時の領収証書があるので、納付済期間として認めてほしい。」と主張しているところ、申立人から提出された領収証書には、第1回特例納付であることを示す「附13条」と記載され、申立期間を含む昭和38年9月から43年3月までの期間(55か月)の保険料について、第1回特例納付期間の月額保険料(450円)で計算された金額を、50年6月24日に納付したことが確認できる。

しかしながら、上記の国民年金保険料を納付した昭和50年6月24日の時点では、第1回特例納付の実施期間(45年7月から47年6月まで)は既に終了し、第2回特例納付の実施期間(49年1月から50年12月まで)中であり、月額保険料は900円であった。

このため、申立人の妻が納付した金額は、本来納付すべき国民年金保険料の半分の金額であり、特殊台帳の記録から、社会保険事務所(当時)では、昭和38年9月から40年11月までを納付済期間、同年12月を内入れ(450

円)として処理したことが確認できる。

また、申立人の妻についても、領収証書から、昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの期間 (48 か月) について、450 円の月額保険料により計算された金額を納付し、特殊台帳の記録から、39 年 4 月から 41 年 3 月までを納付済期間として処理されていることが確認できる。

一方、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の妻は、昭和 50 年 6 月 24 日に特例納付した後に、さらに不足額を特例納付しなければならないが、申立人及びその妻は、当初に特例納付した月額保険料が相違しており申立期間の保険料についてはさらに特例納付する必要があったとの認識が無く、その後に納付したとの記憶も無い。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの期間、46年10月から47年3月までの期間及び47年7月から49年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで
③ 昭和47年7月から49年11月まで

A区の有限会社Bに住み込みで勤めていた昭和45年6月から49年11月までの期間は、国民年金に加入した記録となっているが、このうち申立期間が未納の記録となっている。

私は、自分で国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶が無いので、当時の事業主が加入手続及び保険料納付を行ってくれたものと思うが、未納となっている期間についても、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「有限会社Bに勤務していた期間について、国民年金に加入し、申立期間①から③までを除く期間が保険料を納付した記録となっているが、自分では国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったことがないので、事業主が納付してくれたのだと思う。申立期間①から③までの期間についても納付してくれたかもしれないので、調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「有限会社Bの事業主が従業員の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたことについて、明確な記憶があるわけではない。」と述べている上、同社は既に廃業しており、事業主の連絡先も確認できないことから、事業主から、当時の従業員に対する国民年金の取扱いについて聴取することができない。

また、申立人は、「有限会社Bの従業員は10人ぐらいであった。」と記憶しているものの、同僚の氏名を記憶していないため、これらの同僚から、事

業主が従業員の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたかについて聴取することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月14日にA区において払い出され、45年6月1日に遡及して資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「有限会社Bに住み込みで勤務していた期間において、自分あての国民年金保険料の納付書が送付されてきた記憶も無い。」と述べている。

加えて、A区が保管する国民年金の年度別納付状況リストでは、申立人の申立期間①から③までの期間は未納とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月4日から48年4月4日まで
② 昭和51年1月16日から52年2月1日まで
③ 昭和52年10月1日から53年5月1日まで

私は、知人の紹介で昭和46年11月4日にA株式会社に入社し、56年10月31日に退社するまで継続して勤務した。同社では、日々の売上傳票の起票や日報整理をしていた。

退社する前に、社会保険事務所（当時）の職員のアドバイスで厚生年金保険に任意継続加入したが、それまでは継続して厚生年金保険に加入しているはずなのに、申立期間①から③までの期間が厚生年金保険に加入していないことに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社には、申立期間①から③までの期間についても継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間②及び③については、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①から③までの期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

申立期間①について、オンライン記録では、A株式会社は、昭和48年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち46年11月4日から47年12月31日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A株式会社に勤務していた複数の同僚から聴取したが、申立期間①当時については、申立人が同社に勤務していたとの証言が得られない上、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間①のうち昭和48年3月12日から同年4月1日までの期間において、B株式会社に勤務していることが確認できる。

申立期間②及び③について、上記の複数の同僚は、「申立人は、毎日勤務していたわけではなかった。」、「申立人は、会社の都合により休んだ時期があったように思う。」と証言し、そのうちの一人は、「私も会社から、厚生年金保険から抜けると言われたことがある。その間は、給与からの保険料控除は無かったと思う。」と証言している。

このほか、オンライン記録により、申立人は、申立期間①から③までの期間について、任意加入被保険者として国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるほか、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 20 日から 4 年 9 月 1 日まで

私は申立期間において、A株式会社B工場に社員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

公共職業安定所で厚生年金保険に加入できると紹介されて就職したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は申立期間において、A株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社の人事情報を管理しているC株式会社では、「申立期間当時の人事資料については保存年限を経過しているため無いが、当社では、厚生年金保険、健康保険組合及び厚生年金基金の加入手続を3枚複写の様式で行っており、D健康保険組合が管理する健康保険の加入記録を確認したものの、申立人の記録は無く、申立人は、雇用保険のみに加入し、厚生年金保険、健康保険及び厚生年金基金には加入しないパートタイマーの社員であったため、保険料控除は無かったと思われる。」と回答しているところ、申立期間当時においてA株式会社B工場に勤務していた複数の元社員は、「申立人はパートタイマーの社員だった。」と証言している。

また、申立人の厚生年金基金の加入記録を確認したが、申立期間について厚生年金基金に加入していないことが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。